

コスモス保育園非常災害対策計画マニュアル

コスモス保育園は、子どもの安全に十分配慮した保育を行う。

平時より災害を想定し、防災意識の高揚や防災・災害訓練を実施する。また、万が一、保育中及び時間外に保育に甚大な影響を与える災害が発生した場合、被害の拡大や深刻化を防ぎ、地域と連携を取りながら適切な対応がとれるよう、緊急災害に関する諸事項を規定する。

本マニュアルの遵守により、日々の災害時であっても保育における子どもたちの安全が確保されるよう努めるとともに、地域が一体となって、困難に対応できるように努める。

本マニュアルは、コスモス保育園に勤める全職員が精読し、遵守する義務を負う。本マニュアルにおける職員とは、園に勤務することを条件に対価を得るもの（常勤・非常勤・パート・アルバイト等）を指す。

第1条 災害の定義

災害とは、地震・大規模火災・台風・高潮・津波・積雪、その他の天変地異とする。その上で保育活動に困難を生じる程の被害をもたらしたものを緊急災害とする。

第2条 災害の認定

緊急災害の認定は施設長が行う。但し、次の場合は災害発生をもって緊急災害とする。

第1項 高潮・津波時は、園周辺（宇城市松橋町浅川地区、砂川地区）に避難指示が発令された場合、もしくは、波が砂川・沖塘・浅川御船地区の堤防を越えた場合

第2項 地震時は、園周辺に震度5強以上←（大型地震では震度5弱）の地震が発生した場合

第3項 火災時は、園施設に半焼以上の被害が生じた場合

第4項 積雪時は、15センチ以上の積雪が観測された場合

第5項 全ての災害において、園児またはその保護者に死亡者・行方不明者・重体者がいる場合

第3条 防災計画の策定

園の防災計画を作成、また必要に応じて修正した場合は、水防法第15条第2項に基づき、この計画を宇城市長へ報告する。

第4条 施設の状況

コスモス保育園の施設の立地状況及び利用状況は次のとおりである。

第1項 立地状況

高潮浸水被害…0.5メートル未満（最大2メートル未満）

地震の危険度…震度7発生危険度 高

震度7による建物倒壊危険度…25～50%

津波による浸水被害…1メートル～2メートル（最大5メートル）

地震による液状化危険度…かなり高い

土砂災害…危険度低

上記危険度については、いずれも宇城市作成のハザードマップに基づく

第2項 利用状況

① 平日（月～金）

昼間 園児約 120 名・職員約 30 名 夜間 園児 0 名・職員 0 名

②土曜

昼間 園児約 30 名・職員約 10 名 夜間 園児 0 名・職員 0 名

③日曜・祝日

昼間 園児 0 名・職員 0 名 夜間 園児 0 名・職員 0 名

第5条 防災体制

職員の役割分担及び避難等対応判断の基準は次の通りである。

第1項 役割分担 防災体制を担う組織は下表のとおりとする。

管理権限者（ 藤田香瑞 ）（代行者 藤田千晶・桑山優子 ）		
	役職及び氏名	役割
情報収集 伝達要員	班長：（園長） 藤田香瑞 班員：（副園長）藤田千晶 班員：（事務長） 岩村裕子 …	・テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した情報収集及び記録 ・避難誘導要員に必要事項を報告・伝達 ・館内放送等による避難の呼び掛け ・関係者及び関係機関との連絡
	班長：（主任） 桑山優子 班員：（以上児）クラス担任 班員：（未満児）クラス担任	・避難誘導の実施 ・未避難者、要救助者の確認 ・避難器具の設定や操作

第2項 避難対応の判断基準

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意 体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル2】 [警戒・注意報]洪水注意報発表 [洪水予報]五丁川・砂川氾濫注意情報発表※ [水位到達情報]五丁川・砂川氾濫注意水位到達※	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
警戒 体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル3】 [避難勧告等]避難準備・高齢者等避難開始の発令 [警戒・注意報]洪水警戒発表 [洪水予報]五丁川・砂川氾濫警戒情報発表※ [水位到達情報]五丁川・砂川避難判断水位到達	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への登園自粛連絡	情報収集伝達要員
		保護者への送迎連絡	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	情報収集伝達要員
非常 体制	以下のいずれかに該当する場合 【警戒レベル4】 [避難勧告等]避難指示又は緊急安全確保の発令 [水位到達情報]五丁川・砂川氾濫危険水位到達※ [水位到達情報]五丁川・砂川氾濫危険水位到達※	※非常態勢前に休園、全園児降園の完了を基本とする。	避難誘導要員
		休園措置 施設内全体の避難誘導	

※対象河川が複数の場合は各々記入すること。

第6条 情報収集

災害の情報収集及び伝達は次の通りとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	市町村役場等、ラジオ、インターネット（熊本気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
洪水予報、水位到達情報	市町村役場等、ラジオ、インターネット（国土交通省「川の防災情報」、熊本県統合型防災情報システム）、メール（熊本県防災情報メール）
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告、避難指示（緊急）	市町村役場等、ラジオ、緊急速報メール（エリアメール）、メール（熊本県防災情報メール）

※避難情報収集の結果（避難の実施）に対して、行政と連携し園児及び職員の安全・安心を優先する真摯な対応が必須である。

※園児及び職員の安全のため、危険が予測できる状況の場合は、警報に先んじて、休園等の措置を取る。

第7条 情報伝達・共有

情報の伝達および連携は次の方法で行う。

報告する情報	担当者	伝達手段	報告先
被害情報	副園長又は事務長	電話・FAX	宇城市役所危機管理課 宇城市役所子ども未来課 消防
避難開始・完了等	園長・副園長 又は主任	口頭 館内放送 電話 メール	園児・職員 園児・職員 宇城市役所危機管理課 宇城市役所子ども未来課 消防 保護者・職員
応援要請	園長又は副園長	電話	宇城市役所危機管理課 宇城市役所子ども未来課

被害を防ぐ目的で、休園又は登園自粛を行う際は必ず宇城市子ども未来課へ伝達する。

災害に際し、避難する状況が発生した場合は宇城市危機管理課及び子ども未来課へ伝達する。

災害によって、避難が困難な状況が発生している場合は、消防及び宇城市危機管理課へ伝達する。

第8条 避難のための施設の整備

情報収集伝達及び避難誘導等の際に使用する器具として、次の物を準備し、持ち出せるよ

うにしておく。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	スマートフォン、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、施設利用者）、誘導ロープ、タブレット、スマートフォン、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、 【施設内の一時避難】水、食料、寝具、防寒具 【乳幼児】おむつ、おしりふき、携帯食、おやつ、おんぶひも 【その他】タオル

第9条 避難誘導

第1項 コスモス保育園が水害等で避難する場所は次の通りとする。

	名称	移動距離・時間	移動手段
避難場所※1	小川中学校	6 0 0 0 m 車 15 分	車両 3 0 台 ※保育士の自家用車
屋内安全確保	建物の2階に避難 2階で生存空間が確保できない場合は、屋上避難		

- ・開園時避難については、全職員で行う。
- ・閉園時の災害については、災害状況を把握し、園長が主任→主担の順に連絡を行う。
主担は、各クラスの職員に連絡を行う。
- ・指揮系統は、園長→副園長→主任→主担→常勤職員→パート職員とする。
但し、上部指揮官に事故ある場合は、次の権限の職員が一時的にこの職を担う

第2項 但し、災害について予見できる場合は休園措置又は、登園自粛を行い、保育中に避難する事態が発生しない事を第一とする。

第3項 避難経路は、別図1の通りとする。

第4項 避難方法については、屋内避難は園児各自（乳児は保育士が負んぶや抱っこ）にて避難する。屋外避難場所への避難については保育士及び園保有者に全園児を乗せて避難する（定員を超えて乗車する場合もあり得る。）

第10条 緊急災害時の連絡

第1項

施設長は、緊急災害を認定した後、直ちに職員連絡網により、連絡を行う。以下職員は連絡を回すとともに、施設長の指示に従う。

第2項

災害が発生した場合、職員は速やかに施設長へ連絡を行う。連絡の際には、自身の現在の状況・周辺の状況を的確に報告する。

第11条 緊急時の登園

緊急災害時、職員は施設長の特別の指示がない限り登園する義務を負う。但し、交通網の断線や自身の怪我、近親者の死傷など止むを得ない事情がある場合は、必ずその旨を施設長に連絡する。

第 12 条 被害の確認

施設長は、災害発生後、速やかに園の被害状況について確認する。

職員は、災害発生後安全と判断できる状況になり次第、園の復旧に取り掛かる。

第 13 条 園児の安否の確認

職員は、災害発生後、可能な限り園児とその保護者の安否を確認する。

連絡が取れない場合は、その旨を記録に残す。

第 14 条 園の復旧

職員は、災害後可能な限り施設を使用できる状態にする努力をする。

第 15 条 園の開放

地域全体に深刻な被害がある場合、園の施設が使用可能であるならば、一時避難所として開放する。

第 1 項

開放する施設は、園舎、園庭、保護者用駐車場とする。

第 2 項

避難用として、テントが必要な場合は園のテントを使用する。

第 3 項

1 週間～2 週間を目途とし通常保育(昼食の可否含む)が可能かどうか検討する。可能な場合は、避難所を保護者用駐車場に限定し、通常保育を開始する。

第 4 項

緊急避難用として、園は倉庫に 150 名 1 日分の水及び、150 名 1 日分の非常食を保管しておく。アレルギー児に対応できる様、非常食も配慮を行う。

非常時用のミルクは、粉ミルクを水で溶かす事で代替する。

第 16 条 臨時保育活動の休止

第 1 項

災害により、園の施設が使用不可能である場合、保育活動を一時休止する。休止の開始、期間の判断は施設長が行う。

第 2 項

施設長は代替施設及び、テント等を含むあらゆる可能性を模索し、部分的であっても早急に保育活動が再開できるよう努力する義務を負う。

第 3 項

園は、保育活動再開の見通しが立ち次第保護者に連絡を行う。保育活動の休止が 14 日以上に及ぶ場合、14 日ごとに保護者に現在の状況や園の対応について連絡を行う。

第 17 条 情報の開示

施設長は、災害後の園の状態、再開の可否、再開期間の目途、被害状況について、可能な限りの手段を使い情報を開示する。

第 18 条 地震時、一次避難

第 1 項 災害時予見

コスモス保育園は鉄骨造でかつ安定基盤まで地中鉄骨が埋め込まれている。その為、直下型地震であっても、建物自体がすぐに完全倒壊する可能性は低い。故に地震の際は、まず園舎内で安全を確保する。その上で、周囲の状況に応じて避難か待機かを決定する。

第 2 項 保育時間中の対応（避難）

保育時間中に大型地震が発生した場合、担任職員は速やかに園児を机下等安全が確保される場所に移動する。

一時的な揺れが収まった後は、第 3 避難所(保護者用駐車場へ)避難する。避難時には、必ず救急箱を持っていく。

避難の際は点呼を取る。また全ての園児に必ず靴を履かせる。未満児ですぐに着用することが困難な場合は、避難者で避難を完了した後、避難先で靴を履く。

第 3 項 保育時間中の対応（状況確認）

避難終了後、職員は速やかに園児の点呼を行う。

逃げ遅れている園児・職員がいる場合、職員はクラス責任者と園児を避難場所に残し、他の全職員が救助活動へ従事する。

第 4 項 救助活動

園周辺の家屋に逃げ遅れた人や救助を必要とする人がいた場合、手の空いた職員は率先して救助活動へ従事する。

救助活動は、①園児、②職員、③地域住民の順番で行う。但し、余震等による二次被害が発生しないよう、活動時には十分注意する。また、活動時は必ず軍手を着用し、衣服は長袖厚手のものとする。また、準備が可能であるならば、ヘルメットを着用する。

第 6 項 救急活動

避難終了後、職員は全園児の状態の確認を行う。外傷がある場合処置が可能であれば、速やかに処置を行う。骨折や腫れなど簡易な救急では対応できない場合はすぐに救急車を呼ぶ。救急救命を依頼する場合は、以下の手順で行う。

1. 119に電話をする。
2. 負傷者です。救急車をお願いします。
3. ○○時に△歳男(女)が、□□の状況で負傷しました。患部は●●であり、現在の状況は▲▲です。出血は■ ■から確認でき、その量は▼▼程度です。

現在、・・・・の処置をしています。

4. 場所は、熊本県宇城市松橋町浅川1239 コスモス保育園です。
5. ○○が電話しています。

6. 救急連絡相手からの質問に答える。

第7項 保護者への連絡

救急活動を行う必要がない場合、または救急活動が終了した後、避難所にいる職員で手分けをして保護者への連絡を行う。連絡が取れない保護者に対しては、1時間程度の時間を置いて再度連絡を行う。

連絡の優先順位は、①怪我をしている園児の保護者、②未満児の保護者、③以上児の保護者とする。

保護者への連絡の際には、

- ①保護者の園児の状態(怪我の有無、精神の状態)
- ②園までの交通路の状態
- ③避難している場所を伝える。保護者の子ども以外の児童で、負傷者や要救助者等がいる場合、これらの情報は提供しないこととする。但し、救助のために人手が必要な場合には、「救助活動を現在行っており、人手が必要である」という点のみを述べる。

第19条 津波時、一時避難

第1項 災害時予見

コスモス保育園は、内海に位置し大規模の津波の被害発生の可能性は低い。しかしながら、大規模津波の発生の可能性は0ではない。それぞれの状況に応じて対応が必要である。

第2項 保育中の対応(避難)

災害放送等で津波発生の告知があった場合は、速やかに次の措置を取る。

- ①告知が2メートル未満の場合…全園児2階多目的室に避難し、非常食・水を準備する。
- ②告知が2メートル以上の場合…全園児を職員それぞれの車に押し入れ、小川中学校へ避難する。

第3項 救急活動

避難終了後、職員は全園児の状態の確認を行う。外傷がある場合処置が可能であれば、速やかに処置を行う。骨折や腫れなど簡易な救急では対応できない場合はすぐに救急車を呼ぶ。救急救命を依頼する場合は、以下の手順で行う。

- 1. 119に電話をする。
- 2. 負傷者です。救急車をお願いします。
- 3. ○○時に△歳男(女)が、□□の状況で負傷しました。患部は●●であり、現在の状況は▲▲です。出血は■ ■から確認でき、その量は▼▼程度です。

現在、・・・・の処置をしています。

- 4. 場所は、熊本県宇城市松橋町浅川1239 コスモス保育園です。
- 5. ○○が電話しています。
- 6. 救急連絡相手からの質問に答える。

第4項 保護者への連絡

救急活動を行う必要がない場合、または救急活動が終了した後、避難所にいる職員

で手分けをして保護者への連絡を行う。連絡が取れない保護者に対しては、1 時間程度の時間を置いて再度連絡を行う。

連絡の優先順位は、①怪我をしている園児の保護者、②未満児の保護者、③以上児の保護者とする。

保護者への連絡の際には、

- ①保護者の園児の状態(怪我の有無、精神の状態)
- ②園までの交通路の状態
- ③避難している場所を伝える。保護者の子ども以外の児童で、負傷者や要救助者等がいる場合、これらの情報は提供しないこととする。但し、救助のために人手が必要な場合には、「救助活動を現在行っており、人手が必要である」という点のみを述べる。

第 20 条 火災時、一時避難

第 1 項 災害時予見

コスモス保育園は、鉄骨造・準耐火構造でクラス熱源は電気である。一方で給食室についてはガス調理と電気調理併用のため最も火災のリスクが高いのは調理室である。火災に際し、人為的に大量のガソリンや灯油等の散布があった場合を除き爆発的火災を起こす可能性は極めて低い。一方で火災時、煙による視界不良が発生する可能性は高く、速やかな避難と口や目をカバーしての避難が必要である。

第 2 項 保育中の対応（避難）

1. 火災発生時は、火災発生場所に応じて毎月行う避難訓練に沿って、状況に応じて、園庭・第二園庭・保護者駐車場・園畑のいずれかに避難する。
2. 火災を発見した職員は、速やかに他の職員に火災の発生を知らせると共に初期消化を試みる。連絡を受けた職員は園長・副園長又は主任の指示に従い、避難誘導と通報を行う。避難時各クラス職員は、園児誘導と共に、1 名が各クラス、共有空間、トイレを確認し、逃げ遅れる者がいないよう十分配慮する。また、余裕があれば窓や扉を閉める。但し、鍵は掛けない。
3. 一次避難終了時は必ず各クラス点呼を行い、報告する。
4. 一次避難後更に避難が必要な場合は、二次避難を行う。二次避難終了時は必ず各クラス点呼を行い、報告する。
5. 万が一、点呼人数が合わない場合は、その人物を特定し速やかに消防職員へ連絡する。状況から逃げ遅れの可能性が高い場合は、園児がいると思われる場所を連絡する。基本的には職員は救助へ戻らない。
6. 消火活動時は、消防署等の消火活動の妨げにならないように配慮しつつ、子ども達を落ち着ける。
7. 安全避難が完了した後、園長は速やかに全保護者に向けて①災害発生・②避難状況・③避難場所を記載したメールを發布し、速やかなお迎えを依頼する。
8. 消化終了後、園長・副園長は速やかに被害状況を確認する。

第 3 項 救急活動

避難終了後、職員は全園児の状態の確認を行う。外傷がある場合処置が可能であれ

ば、速やかに処置を行う。骨折や腫れなど簡易な救急では対応できない場合はすぐに救急車を呼ぶ。救急救命を依頼する場合は、以下の手順で行う。

1. 119に電話をする。
2. 負傷者です。救急車をお願いします。
3. ○○時に△歳男(女)が、□□の状況で負傷しました。患部は●●であり、現在の状況は▲▲です。出血は■ ■から確認でき、その量は▼▼程度です。
現在、・・・・の処置をしています。
4. 場所は、熊本県宇城市松橋町浅川1239 コスモス保育園です。
5. ○○が電話しています。
6. 救急連絡相手からの質問に答える。

第4項 保護者への連絡

救急活動を行う必要がない場合、または救急活動が終了した後、避難所にいる職員で手分けをして保護者への連絡を行う。連絡が取れない保護者に対しては、1時間程度の時間を置いて再度連絡を行う。

第3項 救急活動

避難終了後、職員は全園児の状態の確認を行う。外傷がある場合処置が可能であれば、速やかに処置を行う。骨折や腫れなど簡易な救急では対応できない場合はすぐに救急車を呼ぶ。救急救命を依頼する場合は、以下の手順で行う。

1. 119に電話をする。
2. 負傷者です。救急車をお願いします。
3. ○○時に△歳男(女)が、□□の状況で負傷しました。患部は●●であり、現在の状況は▲▲です。出血は■ ■から確認でき、その量は▼▼程度です。
現在、・・・・の処置をしています。
4. 場所は、熊本県宇城市松橋町浅川1239 コスモス保育園です。
5. ○○が電話しています。
6. 救急連絡相手からの質問に答える。

第4項 保護者への連絡

救急活動を行う必要がない場合、または救急活動が終了した後、避難所にいる職員で手分けをして保護者への連絡を行う。連絡が取れない保護者に対しては、1時間程度の時間を置いて再度連絡を行う。

連絡の優先順位は、①怪我をしている園児の保護者、②未満児の保護者、③以上児の保護者とする。

保護者への連絡の際には、

- ①保護者の園児の状態(怪我の有無、精神の状態)
- ②園までの交通路の状態
- ③避難している場所を伝える。保護者の子ども以外の児童で、負傷者や要救助者等がいる場合、これらの情報は提供しないこととする。但し、救助のために人手が必要な場合には、「救助活動を現在行っており、人手が必要である」という点のみを述べる。

高潮

コスモス保育園は、高潮の発生による被害の可能性は低く、その為通常保育を継続する。

台風

台風の接近が想定される場合は、早めに保護者への登園自粛を呼掛ける。また、園が暴風圏に包まれる可能性を想定し、保護者には台風による学校閉鎖について理解を求めておく。

第 21 条 給食機能

第 1 項 食事の提供

災害時の給食は、被害の状況によって対応を全機能停止・簡易食提供・通常提供とする。

- 1) 全機能停止は、調理提供機をすべて停止する。
- 2) 簡易食提供は、調理にハード面、人材面、食材面の課題があるものの、調理提供が可能な場合に、できる食材で命を繋ぐ程度の食事を提供する。
- 3) 通常提供は、昼食を通常通り提供する。
- 4) 2) について、衛生管理上問題がある場合は、解除せず全機能停止を継続する。

第 2 項 保育との連動

災害時、給食機能が全機能停止・簡易食提供であっても、保育自体は継続が可能な場合、家庭より弁当を持参しての保育とする。弁当保育期間は、園長・副園長が保護者に周知を行う。

第 3 項 給食提供の判断

災害時、給食提供の判断は、調理責任者と協議の上、園長が判断を行う。

園長は、災害時給食提供に伴い調理施設、人材のハード面、食材の確保の状況のみでなく、衛生状況の維持管理の面でも検討を行い、慎重に判断する。

水の安全が確保できない場合、給食機能は全機能停止を堅持する。

第 4 項 周知

災害時・復興期の給食の提供について、宇城市及び所管保健所に連絡を行う。また、保護者にも周知する。

本マニュアルは、平成 18 年 5 月 1 日より施行する。

本マニュアルは、令和元年 6 月 1 日より改訂施行する。

本マニュアルは、令和 2 年 4 月 1 日より改訂施行する。

本マニュアルは、令和 7 年 4 月 1 日より改訂施行する。